

令和元年7月19日
株式会社ポートフォリア

議決権行使の結果

～平成30年7月から令和元年6月まで～

1. 議決権行使に関する基本方針

株式会社ポートフォリアでは、議決権の行使はあくまでも対話のひとつの形であり、まずは投資先企業と投資家がスチュワードシップ責任や受託者責任に基づく長期的な信頼関係を築くことが重要であると考えています。したがって、株主総会の議案は一つひとつ精査し、必要に応じて投資先企業と対話を行ったうえで、議決権を行使しています。根本的な経営方針に異議がある場合には、信頼関係が構築できないため株式を売却することになります。

2. 議決権行使の結果

平成30年7月から令和元年6月までに開催された投資先企業27社の株主総会における議決権の行使結果は以下のとおりです。

会社提案議案の94議案のうち5議案に反対する一方、株主提案の1議案には賛成しました。

	(A) 議案数 (B)+(C)+(D)	(B) 賛成	(C) 反対	(D) 棄権	(E) 反対+棄権 (C)+(D)	反対等 行使比率 (E) / (A)
会社提案						
会社機関に関する議案						
取締役の選解任	33	32	1	0	1	3.0%
監査役の選解任	23	23	0	0	0	0.0%
会計監査人の選任	0	0	0	0	0	0.0%
役員報酬に関する議案						
役員報酬	12	12	0	0	0	0.0%
退任役員の退職慰労金の支給	3	0	3	0	3	100.0%
資本政策に関する議案						
剰余金の処分	15	15	0	0	0	0.0%
組織再編関連	0	0	0	0	0	0.0%
買収防衛策の導入・更新・廃止	1	0	1	0	1	100.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
定款に関する議案	7	7	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
株主提案	1	1	0	0	0	0.0%
	95	90	5	0	5	5.3%

※ 投資信託協会の様式変更に伴い、昨年と開示内容は実質的に同じですが、構成を変更しました。詳細は 2. (4) をご参照ください。

(1) 取締役選任の議案に反対・賛成した理由

原則として、経営成績や社外取締役の独立性の有無等を考慮するほか、不祥事等があった場合には責任の度合いを考慮した上で、賛否を判断します。

LIXILグループの取締役候補の議案については、以下の考えから、会社提案に反対し、株主提案に賛成しました。

① 会社提案の反対理由

2018年10月の指名委員会推薦に基づく取締役会決議による瀬戸CEOの解任および新CEO・COOの選任について、コーポレート・ガバナンスの観点から、その不適切なプロセスやガバナンスに反する選任について疑義がある。さらに2018年10月以降の株主との対話を通じて、指名・監査委員会および社外取締役、そして現取締役についての信頼は著しく損なわれており、その推薦する取締役候補に経営を託するのは不適切であると判断し、会社提案には反対しました。

② 株主提案の賛成理由

中期経営計画を遂行途上であった瀬戸CEO候補は従来から株主および経営実務責任者の信頼が厚く、またその人格、見識、経営戦略およびその一貫性・継続性、さらにコーポレート・ガバナンスに対する考え方等において、信頼に足るものと考えています。また、社外取締役候補の見識と経験は新たなコーポレート・ガバナンス体制を構築するに相応しいと考え、株主提案に賛成しました。

(2) 退職役員の退職慰労金の支給の議案に反対した理由

日本的慣行の下で報酬の後払い的な性格を持つ退職慰労金制度については、より中長期的な業績への貢献に応じて報酬額が決まる役員報酬制度への移行が望ましいと考え、基本的に制度の廃止を求めています。そのなかで反対した3議案については、特に退職慰労金の個別の支給額または支給総額の開示がなかったことが反対理由です。

(3) 買収防衛策の更新に反対した理由

企業価値の向上に努め、投資家との真摯な対話を通じて適切な株価形成を目指すことが、買収の脅威に対する最大の防衛策であると考えことから、買収防衛策の導入・更新については基本的に反対しています。そのなかで反対した議案については、投資家との対話にさらなる改善の余地があると判断したことが反対理由です。
